

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免判定フロー図

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（原則世帯主）が死亡または1カ月以上の入院が必要など重篤な傷病を負った。
※ただし、主たる生計維持者が被保険者ではない世帯員の場合は、減免できません。

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の営業収入、漁業収入、農業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入の減少が見込まれる。
※ただし、主たる生計維持者が被保険者ではない世帯員の場合は、減免できません。

はい

いいえ

主たる生計維持者の営業収入、漁業収入、農業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入のいずれかの収入金額が、今年（令和4年）と前年（令和3年）を比べると3割以上の減少が見込まれる。

いいえ

はい

主たる生計維持者の前年（令和3年）分の合計所得金額が1,000万円以下である。

いいえ

はい

主たる生計維持者の減少する収入に係る所得以外の前年（令和3年）分の合計所得金額が400万円以下である。

いいえ

はい

この減免に該当します。
後期高齢者医療保険料の全額または一部が減免になります。

この減免に該当しません。